

障害児通所支援事業所
障害児入所施設
障害児相談支援事業所

法人代表者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害児安全安心対策事業補助金（性被害防止対策支援事業）（仮称）
の事前申請について（依頼）

本市においては、標記補助金の実施を検討しております。つきましては、対象施設、事業内容等を御確認いただき、当該補助事業が実施された場合に事業の活用を御希望される事業者におかれましては、期日までに次のとおり必要な対応をお願いいたします。

1 事業概要について

補助事業	対象施設	補助基準額 （1 施設又は事業所あたり）	補助対象 事業内容	補助対象経費
性被害防止対策支援事業	障害児入所支援 障害児通所支援 障害児相談支援	10 万円 （補助率：3/4）	性被害防止に資する設備の購入や更新支援事業	情報端末、ソフトウェア、通信環境機器等の導入費用

※詳細は、別添の参考資料「障害児安全安心対策事業実施要綱」及び「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」を御参照ください。

2 事前申請について

（1）期日

令和 8 年 7 月 30 日（木）まで

（2）提出資料

- ・（性被害防止対策支援事業）回答様式【E x c e l】
- ・事業計画書【E x c e l】
- ・製品のカatalog【P D F】
- ・見積書【P D F】
→複数の業者から見積書を徴し、すべての見積書を提出するとともに、採用する見積金額については、原則、最も価格が低い見積書の価格を採用すること。

(3) 提出方法等

原則、オンライン申請フォームより御提出ください。

URL: <https://logoform.jp/form/FUQz/1673991>

3 その他要件等

- ・次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
 - ③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- ・事業実施に当たり以下の点に留意すること。
 - ①カメラ設置の可否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
 - ②カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
 - ③カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

- ・本補助金が実施される場合の交付決定までの流れは、次のとおりとなります。

事前申請→本申請→審査→交付決定

なお、事前申請を行っていただかないと、この後の本申請は行えません。

- ・本市が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・交付決定後～令和 8 年度末日までに、補助対象となる備品等の購入及び設置を行う必要があります。
- ・導入する機器については、当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められません。
- ・国及び川崎市の予算動向等により、補助事業を実施しない場合や補助事業が採択されない場合があります。
- ・当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書等を、事業完了年度の翌年度の 4 月末までに本市に報告していただく必要があります。

問合せ先	施設調整・整備担当
電 話	0 4 4 - 2 0 0 - 0 8 7 4
F A X	0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 2
メール	40sidou@city.kawasaki.jp